

地域商社活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域商社活動支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県産品を大都市圏に販路拡大する上で、営業代行、決済、物流等の一元化といった商取引や商品開発支援及びマーケティング等のコンサルティング機能を担う組織（以下「地域商社」という。）が地域商社機能を活用し、県内の集荷体制の強化、及び首都圏・関西圏等への新たな物流機能の構築、並びに新たな物流サービスの提供に向けた実証運行等の取組や、その他物流機能の高度化・効率化に資する取組に対して、必要となる経費の一部を補助することにより、県産食材等の県外への販路拡大を促進し、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、2分の1を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業を実施する10日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助目的の達成に支障を来す又は事業の効率低下をもたらす事業計画の変更、及び本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

この要綱は、令和2年3月16日から施行し、令和2年度事業から適用する。

この要綱は、令和3年3月22日から施行し、令和3年事業から適用する。

別表1 (第3条関係)

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助限度額
県産品を対象に、地域商社機能を活用し、県内の集荷体制の強化、及び首都圏・関西圏等への新たな物流機能の構築、並びに新たな物流サービスの提供に向けた実証運行等の取組や、その他物流機能の高度化・効率化に資する取組	県内全域の商品を扱うことができる地域商社事業に取り組む県内の地域商社	輸送費、荷役費、使用賃借料、旅費、減価償却費(新規取得する取得価格30万円以上の機械・器具及び30万円以上のシステムの整備・導入について、補助事業実施期間に発生する減価償却費(当該事業に利用するために新たに整備・導入したもので、整備(導入)年度の減価償却費計上額又は計上予定額)、備品及び消耗品購入費(取得価格30万円未満のものに限る)、委託費等	一社あたり 1,000千円

様式第1号（第4条、第7条関係）

令和 年度地域商社活動支援事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容（成果）

(1) 実施予定期間

(2) 現状と課題

(3) 実施内容（実施体制、役割分担、実施スケジュール等）

(4) 県内事業者への発注計画

※県内事業者への発注が困難な場合には、その理由を記載

(5) 期待される効果

※事業の一部を外部委託・委嘱する場合は相手先概要、委託・委嘱内容を記載すること。

3 事業費の内訳

(1) 補助事業に要する経費

項目・区分	補助事業に要する経費 (円)	積算内訳	消費税課税の別
計			

(2) 補助対象経費の区分

区分	補助事業に要する経費 (円)	消費税及び地方消費税 (円)	税引き後経費 (円)	補助対象経費 (円)	備考
合計					

(3) 内訳

(単位：円)

項目	補助対象経費 (A) + (B)	負担区分		備考
		県費 (A)	その他 (B)	
地域商社活動支援事業				

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金にかかる問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※いずれかに○をしてください。

6 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

項 目	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
自己資金 借入金 県補助金 その他					

※控除すべき収入がある場合は、収入の具体的内容を明記すること。

(2) 支出の部

(単位：円)

項 目	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
〇〇費 …					

7 補助事業完了（予定）年月日 年 月 日

※「補助事業完了日」とは、補助対象経費の額が確定した日とする。

〇〇 〇〇 様

鳥取県知事 平井 伸治

令和 年度地域商社活動支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地域商社活動支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金は、・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、地域商社活動支援事業費補助金交付要綱（平成29年3月23日付第201600180771号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

申請者（住所）
（氏名）
（団体等にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和 年度仕入控除税額確定報告書

地域商社活動支援事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
金 円

- 3 消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

（注）別紙として3の金額の精算の内訳を添付すること